

1 4 県外からの出願及び県外への出願の手続

(1) 県外中学校出身者で熊本県公立高等学校に出願する場合

ア 県外中学校出身者で熊本県公立高等学校に出願する者は、この要項の5の(1)に示した必要書類等のほかに県外公立高等学校入学志願についての証明書(様式14)を出願先の高等学校長に提出すること。ただし、様式14に準じたものであれば各県で定めたものを使用してもよい。

イ 当該中学校長は、成績一覧表については直接熊本県教育委員会(熊本市水前寺6丁目18番1号、熊本県教育庁高校教育課長あて)及び出願先の高等学校長に各1部を平成14年2月21日(木)から2月26日(火)までに提出しなければならない。

なお、様式8に準じたものであれば各県で定めたものを使用してもよい。

また、当該教育事務所長の証明はなくてもよい。

ウ 書類不備の場合、入学願は受け付けない。

(2) 熊本県内中学校出身者で県外公立高等学校に出願する場合

県外公立高等学校に出願する者で、出願しようとする公立高等学校所在の都道府県教育委員会等が要求する提出書類に、熊本県教育委員会の証明等を必要とする場合には、必要とする部数より1部多い部数を、必要とする日の少なくとも10日前までに提出しなければならない。

1 5 口頭による開示請求

受検者は、熊本県個人情報保護条例の規定に基づき次のとおり口頭による開示請求を行うことができる。

(1) 口頭による開示請求を行うことができる個人情報

平成14年度熊本県立高等学校入学者選抜学力検査における教科別得点及び合計得点

(2) 口頭による開示請求を行うことができる者

上記学力検査の受検者本人。法定代理人は認めない。

(3) 口頭による開示請求を行うことができる個人情報の開示(以下「簡易開示」という。)期間
平成14年3月25日(月)から4月24日(水)まで。(ただし、土曜日及び日曜日を除く。)

(4) 簡易開示を行う時間

原則として午前9時から午後4時まで。

(5) 簡易開示を行う場所

学力検査を受検した県立高等学校

(6) 持参すべきもの

受検票、生徒手帳、卒業証明書(卒業証書も可)、各種健康保険証のいずれか一つ。

(7) 簡易開示の方法

本人を確認した後、直ちに閲覧により開示する。なお、電話又は郵送による簡易開示請求は受け付けない。

1 6 その他

(1) 入学者選抜事務処理要項は別に定め、各高等学校長に通知する。

(2) 文部科学省指定農業経営者育成高等学校(熊本県立菊池農業高等学校)の農業自営者養成学科入学志願者に対しては、校長は、県教育委員会の承認を受けて、農業自営者養成学科入学志願者

調書（様式5）に加えて、農業自営志願に関する証明書等の書類提出を求めることができるものとする。

- (3) 高等学校通信制課程については、校長は、県教育委員会の承認を受けて、この要項に準じた入学者選抜要項を定めるものとする。
- (4) 複数の学科を一括して募集する「くくり募集」を南稜高等学校の生産科学科と園芸科学科において実施する。